

中華人民共和國著作權法修正案(草案)

(二次審議稿)

一、第二條、第九條、第十一條、第十六條、第十九條、第二十二條における「その他の組織」を「非法人組織」に修正した。

第九條、第十一條、第十六條、第十九條、第二十一條における「公民」を「自然人」に修正した。

二、第三條における「(本法にいう著作物)には、次に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術等の著作物が含まれる。」を「(本法にいう著作物)とは、文学、芸術と科学等の分野において、獨創性を有し、かつ一定の形式で表現可能な知的成果をいい、次に掲げる著作物が含まれる。」に修正した。

第六号を「(六) 映画著作物、テレビドラマ著作物及びその他の視聽覚著作物」に修正した。

第九号を「(九) 著作物の特徴に合ったその他の知的成果」に修正した。

三、第四條を「著作權者及び著作隣接權者が權利を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。國家は法により、著作物の出版、伝達に対して管理監督を行う。」に修正した。

四、第五條第二号を「(二) 單純な事實情報」に修正した。

五、第七條、第二十八條における「國務院著作權行政管理部門」を「國家著作權主管部門」に修正した。

第七條における「を主管する」を「に責任を負う」に修正した。「各省・自治区・管轄市の人民政府における著作權行政管理部門」を「県級以上の地方における著作權を主管する部門」に修正した。

六、第八條における「著作權集團管理組織は授權された後に、自らの名義でもって著作權者と著作隣接權者のために權利を主張することができる」を「法により設立された著作權集團管理組織は非營利法人であり、授權された後に、自らの名義でもって著作權者と著作隣接權者のために權利を主張することができる」に修正した。

次の内容を追加して、第二項、第三項とした。

「著作權集團管理組織は、授權に基づき使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収基準は著作權集團管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、國家著作權主管部門に裁定を申請することができる。裁定の結果に不服がある場合、人民法院に訴訟を提起することができる。また、当事者は直接、人民法院に訴訟を提起することもできる。

著作權集團管理組織は、使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分等の状況を定期的に社会に公表し、權利者と使用者の照会に供する權利情報照会システム
出所先：2020年8月17日付け全人代サイト

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808081736ba7420173ec57d96d3b14>

テムを構築しなければならない。国家著作権主管部門は法により著作権集団管理組織に対する管理監督を行わなければならない。」

第二項を次のように修正して、第四項とした。

「著作権集団管理組織の設立形式・権利義務・使用料の受領、分配及びその管理監督等については国務院が別段規定する。」

七、第十条第一項第五号における「デュープ」の後に、「デジタル化」を追加した。

第一項第七号を次のように修正した。

「(七) 貸与権、即ち有償で他人が視聴覚著作物及びコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを許諾する権利。コンピュータソフトウェア自体が貸与の主な対象ではないものを除く」

第一項第十一号、第十二号を次のように修正した。

「(十一) 放送権、即ち有線方式又は無線方式によって著作物を公開伝達又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を送る類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利。ただし、本項(十二)に規定される権利を除く。

(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手するようにする権利」

第十条第一項第十号における「映画及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」、第十三号における「映画の撮影製作又は映画の撮影製作に類する」、第四十七条第六号における「映画…及び映画の撮影製作に類する」、第五十三条における「映画著作物、映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」を、「視聴覚著作物」に修正した。

八、第十一条第四項を「著作物に署名した自然人、法人又は非法人組織を著作者とする。ただし、反証がある場合、この限りではない。」に修正して、第十二条第一項とした。

次の内容を追加して、第二項、第三項とした。

「著作者は著作物を国家著作権主管部門が認定した登録機関に登録することができる。著作隣接権については、前の二項の規定を援用する。」

九、第十三条を第十四条とし、第一項を次のように修正した。

「二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有され、協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。ただし、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。」

十、次の内容を追加して、第十六条とした。

「既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集することにより生じた著作物を使用して出版・実演、録音録画製品の作成を行う場合、当該著作物の著作権者及び原著作物の著出所先：2020年8月17日付け全人代サイト

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808081736ba7420173ec57d96d3b14>

著作権者の許諾を得た上で、報酬を支払わなければならない。」

十一、第十五条を次のように修正して、第十七条とした。

「視聴覚著作物における映画著作物、テレビドラマ著作物の著作権は、製作を組織し、それに責任を負うプロデューサーが享有する。ただし、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せてプロデューサーと締結した契約によって報酬を受ける権利を享有する。

前項に規定されたもの以外の視聴覚著作物は共同著作物又は職務著作物を構成した場合、著作権の帰属は本法の関連規定に従って決定される。共同著作物又は職務著作物を構成しない場合、著作権の帰属はプロデューサーと著作者が取り決める。取り決めがない、又は取り決めが不明確な場合、著作権はプロデューサーが享有する。ただし、著作者は署名権と報酬受領権を有する。プロデューサーが契約書に取り決めた範囲又は業界の慣例を超えて本項に規定された視聴覚著作物を使用する場合、著作者の許諾を得なければならない。

著作物中の脚本、音楽等の単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を享有する。」

十二、第十六条を第十八条とし、第二項第一号における「地図」の後に「見取り図」を追加した。

第二項には、第二号として次の内容を追加した。

「(二) 新聞社、雑誌社、通信社、ラジオ局、テレビ局のスタッフが創作した職務著作物」

十三、第十八条を次のように修正して、第二十条とした。

「著作物の原本にかかる所有権の移転は、著作権の帰属を変更しない。ただし、美術及び撮影の著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。

著作者が、未発表の美術及び撮影の著作物の原本の所有権を他人に譲渡し、譲受人が当該原本を展示することは、著作者の公表権の侵害を構成しない。」

十四、第十九条を第二十一条とし、第一項における「相続法の規定により移転する」を「法により移転する」に修正した。

十五、第二十一条を第二十三条とし、第二項、第三項を次のように修正した。

「法人又は非法人組織の著作物及び著作権(氏名表示権を除く)を法人又は非法人組織が享有する職務著作物にかかる公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作が完了した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

視聴覚著作物にかかる公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作が完了した日から
出所先：2020年8月17日付け全人代サイト

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808081736ba7420173ec57d96d3b14>

起算して50年を経過した年の12月31日までとする。本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。」

十六、第二十二條を第二十四條とし、第一項における「氏名」の後に「又は名称」を追加した。「かつ著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない」を「かつ当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に損害してはならない。」に修正した。

第一項第三号における「時事」を削除した。

第一項第四号における「著作者」を「著作権者」に修正した。

第一項第六号における「翻訳」の後に「翻案、編集、再生」を追加した。

第一項第八号における「美術館」の後に「文化館」を追加した。

第一項第十号における「屋外」を削除した。

第一項第十二号を「(十二) 既に公表された著作物を、読字障害者が知覚可能な方法で当該障害者に提供する場合」に修正した。

第一項には第十三として「(十三) 法律、行政法規に規定されたその他の場合」を追加した。

第二項を「前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。」に修正した。

十七、第二十三條を第二十五條とし、第一項における「9年制」と「著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き、」を削除した。「撮影著作物」の後に「グラフィック著作物」を追加した。「氏名」の後に「又は名称」を追加した。

第二項を「前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。」に修正した。

十八、第二十六條を「著作権における財産権を目的とする質権を設定する場合、質権を設定する者と質権を有する者は共同で、法により質権設定の登記手続きを行わなければならない。」に修正して、第二十八條とした。

十九、第四章の章名を「著作隣接権」に修正した。

二十、第三十八條を第三十九條とし、第一項第五号における「発行」の後に「貸与」を追加した。

二十一、次の内容を追加して、第四十條とした。

「実演家が所属の実演事業者の実演任務遂行のために行う実演は職務実演とし、実演家は身分を表示する権利と演出のイメージが歪曲されないように保護する権利を有し、その他の権利の帰属は、当事者間の取り決めによる。当事者間に取り決めがないか又は取り決めが不明確な場合、職務実演の権利は実演事業者が享有するものとする。

職務実演の権利は実演家が享有する場合、実演事業者はその業務範囲内で当該実演を無償で使用することができる。」

出所先：2020年8月17日付け全人代サイト

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808081736ba7420173ec57d96d3b14>

二十二、次の内容を追加して、第四十五条とした。

「録音製品を有線又は無線放送に使用する場合、又は音声を伝送する技術装置を介して公衆に送信する場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない。」

二十三、第四十五条を第四十七条とし、第一項第一号、第二号を次のように修正した。

- 「(一) それが発送したラジオ、テレビ番組を有線又は無線で中継すること
- (二) それが発送したラジオ、テレビ番組を録音録画、複製すること」

次の内容を追加して、第三号とした。

「(三) それが発送したラジオ、テレビ番組を情報ネットワークを通じて公衆に送信すること」

二十四、第四十六条を「テレビ局が他人の視聴覚著作物、録画著作物を放送する場合は、視聴覚著作物の著作権者又は録画製作者の許諾を得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾も得なければならない。」に修正して、第四十八条とした。

二十五、第五章の章名を「著作権と著作隣接権の保護」に修正した。

二十六、次の内容を追加して、第四十九条とした。

「著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措置を採用することができる。

権利者の許諾を得ずに、いかなる組織又は個人も技術的措置を故意に回避し、又は破壊してはならず、技術的措置の回避又は破壊を目的とする、関連の装置又は部品の製造、輸入、公衆に対する提供を行ってはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために故意に技術サービスを提供してはならない。ただし、法律、行政法規に回避を可能とする規定がある場合は、この限りではない。」

二十七、次の内容を追加して、第五十条とした。

「次の各号に掲げる状況においては、技術的措置を回避することができる。ただし、他人に対し技術的措置を回避する技術、装置、又は部品を提供してはならず、著作権者が法により享受するその他の権利を侵害してはならない。

(一) 学校の教室における授業又は科学研究のために、少量の教育を担当する者、科学研究者に向けて、公表された著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組を提供する場合で、当該著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組を正常なルートを通じて取得できない場合

(二) 営利目的ではなく、読字障害者が知覚可能な方法で、当該障害者に対して公表された著作物を提供する場合で、当該著作物が正常なルートを通じて取得できない場合

(三) 国家機関が行政・司法手続きに基づいて公務を執行する場合

(四) コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能に対して測定を行う場合

出所先：2020年8月17日付け全人代サイト

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808081736ba7420173ec57d96d3b14>

(五) 暗号化又はコンピュータソフトウェアのリバース・エンジニアリングに関する研究を行う場合。」

二十八、次の内容を追加して、第五十一条とした。

「権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

(一) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報を故意に削除又は変更する。ただし、技術的理由により削除又は変更を回避できない場合は、この限りではない。

(二) 著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供する。」

二十九、第四十七条を第五十二条とし、第八号を次のように修正した。

「(八) 視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、又は著作隣接権者の許諾を得ずに、その著作物若しくは録音録画製品の原本、又は複製品を貸与した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。」

第十一号における「(著作隣接) 権益」を「(著作隣接) 権」に修正した。

三十、第四十八条を次のように修正して、第五十三条とした。

「第五十三条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、本法第五十二条に規定する民事責任に加えて、著作権を主管する部門がその権利侵害行為の停止を命じ、警告処分を与え、不法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品及び主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収、無害化破棄処理し、不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。不法経営額違法がない場合、不法経営額の算出が困難である場合、又は不法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。

(三) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与し、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行、貸与し、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(五) 許諾を得ずにラジオ、テレビ番組を放送、複製し、又は情報ネットワークを通じ

出所先：2020年8月17日付け全人代サイト

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808081736ba7420173ec57d96d3b14>

て公衆に送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、技術的措置を故意に回避し、又は破壊した場合、主に技術的措置の回避若しくは破壊に用いる装置若しくは部品を故意に製造、輸入、若しくは他人に供給した場合、又は技術的措置を回避若しくは破壊するための技術サービスを故意に他人に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報を故意に削除又は変更した場合、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。」

三十一、第四十九条を次のように修正して、第五十四条とした。

「著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者がこれにより受けた実質的損失又は権利侵害者の不法所得に基づいて損害賠償しなければならない。権利者の実質的損失や権利侵害者の不法所得の算出が困難であるときは、当該権利の使用料に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を行うことができる。

権利者の実質的損失、権利侵害者の不法所得、権利の使用料の算出が困難であるときは、人民法院が侵害行為の情状により 500 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。

賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるべきである。

人民法院は賠償額を認定するにあたり、権利者が必要な立証責任を果たしたものの、権利侵害に関わる帳簿、資料等を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害の行為に関わる帳簿、資料等の提出を命ずることができる。権利侵害者が提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料等を提出した場合、人民法院は権利者が主張し、提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる。」

三十二、次の内容を追加して、第五十五条とした。

「著作権を主管する部門は、著作権及び著作隣接権の侵害疑義行為を調査・処分するとき、関係当事者に聞き取り調査し、違法疑義行為に関わる状況を取り調べること、当事者が違法疑義行為を行った場所又は物品について立入検査を実施すること、違法疑義行為に関わる契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製すること、違法疑義行為

出所先：2020 年 8 月 17 日付け全人代サイト
<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808081736ba7420173ec57d96d3b14>

を行った場所と物品を差押え又は押収すること、を行うことができる。

著作権を主管する部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者は助力・協力をしなければならず、これを拒み、又は妨害してはならない。」

三十三、第五十条を次のように修正して、第五十六条とした。

「著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利の侵害行為、その権利実現の妨害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に補填しがたい損害を被らせるおそれがある場合は、訴えを提起する前に法により、財産保全、特定行為実施命令、特定行為禁止命令等の措置をとるように人民法院に申し立てることができる。」

三十四、第五十一条を次のように修正して、第五十七条とした。

「侵害行為を制止するために、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は、訴えを提起する前に、法により、人民法院に証拠保全を請求することができる。」

三十五、次の内容を追加して、第六十一条とした。

「当事者が契約義務を履行しない、又は契約義務の履行が取り決め条件に適合しないことにより、民事責任を負う場合、及び当事者が訴訟権利を行使し、保全を申し立てる場合は、関連法律の規定を適用する。」

三十六、次の内容を追加して、第六十五条とした。

「撮影著作物の公表権は、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間が 年 月 日前にすでに満了しているものの、本法第二十三条第一項の規定により、保護期間内にある場合、保護を受けない。」

三十七、第六十条を第六十六条とし、第二項における「及び政策」を削除した。

三十八、第三十五条、第三十七条第二項、第四十条第二項、第四十四条、第五十四条、第五十六条を削除した。

本改正案は 年 月 日から施行する。

『中華人民共和国著作権法』は本改正案に基づいて内容を修正し、条項の順番を調整して、新たに公布する。

**「中華人民共和國著作權法修正案（草案）」
關係條項改正前後對照表**

（網掛け部分は削除内容を表し、太字部分は追加内容を表す）

修正案草案	修正案草案(二次審議稿)
<p>第二條 中国の自然人、法人又は非法人組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。</p> <p>外国人、無国籍人の著作物とその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。</p> <p>外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。</p> <p>中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、又は構成国と非構成国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。</p>	<p>第二條 中国の公民、法人又は非法人組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。</p> <p>外国人、無国籍人の著作物とその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。</p> <p>外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。</p> <p>中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、又は構成国と非構成国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。</p>
<p>第三條 本法にいう著作物とは、文学、芸術と科学分野において、独創性を有し、かつ何らかの有形の形式で複製可能な知的成果をいい、次に掲げる著作物が含まれる。</p> <p>(一) 文字による著作物</p> <p>(二) 口述による著作物</p> <p>(三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物</p> <p>(四) 美術、建築による著作物</p> <p>(五) 撮影による著作物</p> <p>(六) 視聴覚著作物</p>	<p>第三條 本法にいう著作物とは、文学、芸術と科学等の分野において、独創性を有し、かつ一定の形式で表現可能な知的成果をいい、次に掲げる著作物が含まれる。</p> <p>(一) 文字による著作物</p> <p>(二) 口述による著作物</p> <p>(三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物</p> <p>(四) 美術、建築による著作物</p> <p>(五) 撮影による著作物</p> <p>(六) 映画著作物、テレビドラマ著作物及びその他の視聴覚著作物</p>

<p>(七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物</p> <p>(八) コンピュータソフトウェア</p> <p>(九) 法律、行政法規に規定されるその他の著作物</p> <p>前項に定める著作物は、国家著作権主管部門が認定した登録機関に登録することができる。(本項を第十二条第二項に移転して改正した)</p>	<p>(七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物</p> <p>(八) コンピュータソフトウェア</p> <p>(九) 著作物の特徴に合ったその他の知的成果</p>
<p>第四条 著作権者及び著作隣接権者が著作権又は著作隣接権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならず、権利を乱用して著作物の正常な伝達に影響を及ぼしてはならない。国家は法により、著作物の出版、伝達に対して管理監督を行う。</p>	<p>第四条 著作権者及び著作隣接権者が権利を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。国家は法により、著作物の出版、伝達に対して管理監督を行う。</p>
<p>第五条 本法は次に掲げるものに適用されない。</p> <p>(一) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文</p> <p>(二) 単純な事実情報</p> <p>(三) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式</p>	<p>第五条 本法は次に掲げるものに適用されない。</p> <p>(一) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文</p> <p>(二) 単純な事実情報</p> <p>(三) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式</p>
<p>第七条 国家著作権主管部門は、全国の著作権の管理業務の責任を負う。県級以上の地方における著作権主管部門は、本行政区域内の著作権の管理業務の責任を負う。</p>	<p>第七条 国家著作権主管部門は、全国の著作権の管理業務に責任を負う。県級以上の地方における著作権を主管する部門は、本行政区域内の著作権の管理業務に責任を負う。</p>
<p>第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権集団管理組織に授権して著作権又は著作隣接権を行使させることができ</p>	<p>第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権集団管理組織に授権して著作権又は著作隣接権を行使させることができ</p>

<p>る。著作権集団管理組織は非営利法人であり、授権された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。</p> <p>著作権集団管理組織は、授権に基づき使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収基準は著作権集団管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、国家著作権主管部門に裁定を申請し、又は人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>著作権集団管理組織は、許諾使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分等の全体の状況を社会に公表し、権利者と使用者の照会に供する権利情報照会システムを構築しなければならない。国家著作権主管部門は、著作権集団管理組織に対する管理監督を強化しなければならない。</p> <p>著作権集団管理組織の設立形式・権利義務・著作権の許諾使用料の受領、分配及びその管理監督等については国务院が別段規定する。</p>	<p>る。法により設立された著作権集団管理組織は非営利法人であり、授権された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。</p> <p>著作権集団管理組織は、授権に基づき使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収基準は著作権集団管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、国家著作権主管部門に裁定を申請することができる。裁定の結果に不服がある場合、人民法院に訴訟を提起することができる。また、当事者は直接、人民法院に訴訟を提起することもできる。</p> <p>著作権集団管理組織は、使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分等の状況を定期的に社会に公表し、権利者と使用者の照会に供する権利情報照会システムを構築しなければならない。国家著作権主管部門は法により著作権集団管理組織に対する管理監督を行わなければならない。</p> <p>著作権集団管理組織の設立形式・権利義務・使用料の受領、分配及びその管理監督等については国务院が別段規定する。</p>
<p>第九条 著作権者には、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>(一) 著作者</p> <p>(二) その他、本法により著作権を享有する自然人、法人又は非法人組織。</p>	<p>第九条 著作権者には、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>(一) 著作者</p> <p>(二) その他、本法により著作権を享有する自然人、法人又は非法人組織。</p>
<p>第十条 著作権には、次に掲げる人格権と財産権が含まれる。</p>	<p>第十条 著作権には、次に掲げる人格権と財産権が含まれる。</p>

<p>(一) 公表権、即ち著作権を公表するかどうかを決定する権利</p> <p>(二) 氏名表示権、即ち著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利</p> <p>(三) 改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授権して著作物を改変させる権利</p> <p>(四) 同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利</p> <p>(五) 複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ等の方法によって作品を一部または複数部製作する権利</p> <p>(六) 発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利</p> <p>(七) 貸与権、即ち有償で他人が視聴覚著作物及びコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを許諾する権利。コンピュータソフトウェア自体が貸与の主な対象ではないものを除く</p> <p>(八) 展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利</p> <p>(九) 実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利</p> <p>(十) 上映権、即ち上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、視聴覚著作物等を公開し再現する権利</p> <p>(十一) 放送権、即ち有線方式又は無線方式によって著作物を公開放送又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・</p>	<p>(一) 公表権、即ち著作権を公表するかどうかを決定する権利</p> <p>(二) 氏名表示権、即ち著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利</p> <p>(三) 改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授権して著作物を改変させる権利</p> <p>(四) 同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利</p> <p>(五) 複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ、デジタル化等の方法によって作品を一部または複数部製作する権利</p> <p>(六) 発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利</p> <p>(七) 貸与権、即ち有償で他人が視聴覚著作物及びコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを許諾する権利。コンピュータソフトウェア自体が貸与の主な対象ではないものを除く</p> <p>(八) 展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利</p> <p>(九) 実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利</p> <p>(十) 上映権、即ち上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、視聴覚著作物等を公開し再現する権利</p> <p>(十一) 放送権、即ち有線方式又は無線方式によって著作物を公開伝達又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・</p>
--	--

<p>画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利</p> <p>(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手するようにする権利</p> <p>(十三) 撮影製作権、即ち視聴覚著作物の撮影製作方法により、著作物を媒体上に固定させる権利</p> <p>(十四) 翻案権、即ち著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利</p> <p>(十五) 翻訳権、即ち著作権をある言語文字から別の言語文字に変換する権利</p> <p>(十六) 編集権、即ち著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利</p> <p>(十七) 著作権者が享有すべきその他の権利。</p> <p>著作権者は、前項第五号から第十七号までに規定する権利の行使を他人に許諾することができ、かつ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p> <p>著作権者は、本条第一項第五号から第十七号までに規定する権利の全部又は一部を譲渡でき、かつ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p>	<p>画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利。ただし、本項(十二)に規定される権利を除く。</p> <p>(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手するようにする権利</p> <p>(十三) 撮影製作権、即ち視聴覚著作物の撮影製作方法により、著作物を媒体上に固定させる権利</p> <p>(十四) 翻案権、即ち著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利</p> <p>(十五) 翻訳権、即ち著作権をある言語文字から別の言語文字に変換する権利</p> <p>(十六) 編集権、即ち著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利</p> <p>(十七) 著作権者が享有すべきその他の権利。</p> <p>著作権者は、前項第五号から第十七号までに規定する権利の行使を他人に許諾することができ、かつ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p> <p>著作権者は、本条第一項第五号から第十七号までに規定する権利の全部又は一部を譲渡でき、かつ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p>
<p>第十一条 著作権は著作者に帰属する。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>著作物を創作した自然人を著作者とする。</p> <p>法人又は非法人組織が主管し、法人又は</p>	<p>第十一条 著作権は著作者に帰属する。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>著作物を創作した自然人を著作者とする。</p> <p>法人又は非法人組織が主管し、法人又は</p>

<p>非法人組織の意思を代表して創作し、かつ法人又は非法人組織が責任を負担する著作物については、法人又は非法人組織を著作者とみなす。</p> <p>反証がない限り、著作物上に氏名を表示した自然人、法人、非法人組織は著作者とする。(本項を第十二条第一項に移転して改正した)</p>	<p>非法人組織の意思を代表して創作し、かつ法人又は非法人組織が責任を負担する著作物については、法人又は非法人組織を著作者とみなす。</p>
	<p>第十二条 著作物に署名した自然人、法人又は非法人組織を著作者とする。ただし、反証がある場合、この限りではない。(第十一条第四項をここに移転して改正した)</p> <p>著作者は著作物を国家著作権主管部門が認定した登録機関に登録することができる。(第三条第二項をここに移転して改正した)</p> <p>著作隣接権については、前の二項の規定を援用する。</p>
<p>第十二条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。ただし、著作権を行使するにあたっては、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p> <p>既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の使用については、当該著作物の著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得るものとする。(本項を第十六条に移転して改正した)</p>	<p>第十三条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。ただし、著作権を行使するにあたっては、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p>
<p>第十三条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有され、協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正</p>	<p>第十四条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有され、協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正</p>

<p>当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。ただし、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。</p> <p>分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享有できる。ただし、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。ただし、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。</p> <p>分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享有できる。ただし、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。</p>
	<p>第十六条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集することにより生じた著作物を使用して出版・実演、録音録画製品の作成を行う場合、当該著作物の著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得た上で、報酬を支払わなければならない。(第十二条第二項をここに移転して改正した)</p>
<p>第十五条 視聴覚著作物の著作権は、製作を組織し、それに責任を負う視聴覚著作物の製作者が享有する。ただし、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて視聴覚著作物の製作者と締結した契約によって報酬を受ける権利を享有する。</p> <p>視聴覚著作物中の脚本、音楽等の単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を享有する。</p>	<p>第十七条 視聴覚著作物における映画著作物、テレビドラマ著作物の著作権は、製作を組織し、それに責任を負うプロデューサーが享有する。ただし、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せてプロデューサーと締結した契約によって報酬を受ける権利を享有する。</p> <p>前項に規定されたもの以外の視聴覚著作物は共同著作物又は職務著作物を構成した場合、著作権の帰属は本法の関連規定に従って決定される。共同著作物又は職務著作物を構成しない場合、著作権の帰属はプロデューサーと著作者が取り決める。取り決めがない、又は取り決めが不明確な場</p>

	<p>合、著作権はプロデューサーが享有する。ただし、著作者は、署名権と報酬受領権を有する。プロデューサーが契約書に取り決めた範囲又は業界の慣例を超えて本項に規定された視聴覚著作物を使用する場合、著作者の許諾を得なければならない。</p> <p>著作物中の脚本、音楽等の単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を享有する。</p>
<p>第十六条 自然人が法人又は非法人組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本条第二項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。ただし、法人又は非法人組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を享有する。著作物が完成してから2年以内は、事業者の同意を得ずに、著作者は第三者に事業者が使用することと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。</p> <p>次に掲げる形態のいずれかの職務著作物については、著作者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人又は非法人組織がこれを享有する。法人又は非法人組織は著作者に奨励を与えることができる。</p> <p>(一) 主として法人又は非法人組織が物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ法人又は非法人組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物</p> <p>(二) 新聞社、雑誌社、通信社、ラジオ局、テレビ局及び所属メディアのスタッフが創作した職務著作物</p>	<p>第十八条 自然人が法人又は非法人組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本条第二項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。ただし、法人又は非法人組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を享有する。著作物が完成してから2年以内は、事業者の同意を得ずに、著作者は第三者に事業者が使用することと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。</p> <p>次に掲げる形態のいずれかの職務著作物については、著作者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人又は非法人組織がこれを享有する。法人又は非法人組織は著作者に奨励を与えることができる。</p> <p>(一) 主として法人又は非法人組織が物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ法人又は非法人組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、見取り図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物</p> <p>(二) 新聞社、雑誌社、通信社、ラジオ局、テレビ局のスタッフが創作した職務著作物</p>

<p>(三) 法人又は非法人組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定し、又は契約で定めた職務著作物</p>	<p>作物</p> <p>(三) 法人又は非法人組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定し、又は契約で定めた職務著作物。</p>
<p>第十八条 著作物の原本にかかる所有権の譲渡は、著作権の帰属を変更しない。ただし、美術及び撮影の著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。</p> <p>著作者が、未発表の美術及び撮影の著作物の原本の所有権を他人に譲渡し、譲受人が当該原本を展示することは、著作者の公表権の侵害を構成しない。</p>	<p>第二十条 著作物の原本にかかる所有権の移転は、著作権の帰属を変更しない。ただし、美術及び撮影の著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。</p> <p>著作者が、未発表の美術及び撮影の著作物の原本の所有権を他人に譲渡し、譲受人が当該原本を展示することは、著作者の公表権の侵害を構成しない。</p>
<p>第十九条 著作権が自然人に帰属する場合、当該自然人が死亡した後、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利については、本法に定める保護期間内に相続法の規定により移転する。</p> <p>著作権が法人又は非法人組織に帰属する場合、当該法人又は非法人組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が存在しない場合には、国が享有する。</p>	<p>第二十一条 著作権が自然人に帰属する場合、当該自然人が死亡した後、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利については、本法に定める保護期間内に法により移転する。</p> <p>著作権が法人又は非法人組織に帰属する場合、当該法人又は非法人組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が存在しない場合には、国が享有する。</p>
<p>第二十一条 自然人の著作物の公表権、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は著作者の生涯及びその死亡後の 50 年とし、著作者の死亡の日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した著作者が死亡した日から起算して 50 年を経過した年の 12 月</p>	<p>第二十三条 自然人の著作物の公表権、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は著作者の生涯及びその死亡後の 50 年とし、著作者の死亡の日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した著作者が死亡した日から起算して 50 年を経過した年の 12 月</p>

<p>31日までとする。</p> <p>法人又は非法人組織の著作物及び著作権(氏名表示権を除く)を法人又は非法人組織が享有する職務著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p> <p>視聴覚著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p>	<p>31日までとする。</p> <p>法人又は非法人組織の著作物及び著作権(氏名表示権を除く)を法人又は非法人組織が享有する職務著作物にかかる公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作が完了した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p> <p>視聴覚著作物にかかる公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作が完了した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p>
<p>第二十二條 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に損害してはならない。</p> <p>(一) 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用</p>	<p>第二十四條 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名又は名称、及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に損害してはならない。</p> <p>(一) 個人的な学習、研究又は鑑賞のた</p>

<p>する場合</p> <p>(二) ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合</p> <p>(三) ニュースを報道するために、新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアで既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合</p> <p>(四) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。</p> <p>(五) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。</p> <p>(六) 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、再生又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。ただし、それを出版又は発行してはならない。</p> <p>(七) 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合</p> <p>(八) 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製す</p>	<p>めに、他人に既に公表された著作物を使用する場合</p> <p>(二) ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合</p> <p>(三) ニュースを報道するために、新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアで既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合</p> <p>(四) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。ただし、著作権者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。</p> <p>(五) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。</p> <p>(六) 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、翻案、編集、再生又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。ただし、それを出版又は発行してはならない。</p> <p>(七) 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合</p> <p>(八) 図書館、公文書館、記念館、博物</p>
--	---

<p>る場合</p> <p>(九) 既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演は公衆から費用を徴収せず実演家にも報酬を支払わない場合</p> <p>(十) 公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合</p> <p>(十一) 中国の自然人、法人又は非法人組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合</p> <p>(十二) 既に公表された著作物を、読字障害者が知覚可能な独自の方法で当該障害者に提供する場合</p> <p>前項の規定は、出版者、実演家、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局の権利の制限に適用する。</p>	<p>館、美術館、文化館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合</p> <p>(九) 既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演は公衆から費用を徴収せず実演家にも報酬を支払わない場合</p> <p>(十) 公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合</p> <p>(十一) 中国の公民、法人又は非法人組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合</p> <p>(十二) 既に公表された著作物を、読字障害者が知覚可能な方法で当該障害者に提供する場合</p> <p>(十三) 法律、行政法規に規定されたその他の場合</p> <p>前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。</p>
<p>第二十三条 義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部若しくは短編の文字による著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物若しくはグラフィック著作物を編集することができる。ただし、規定に基づき報酬を支払わなければならない。著作者の氏名・著作物の名称を明記しなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>前項の規定は、出版者、実演家、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局の権利の制</p>	<p>第二十五条 義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部若しくは短編の文字による著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物若しくはグラフィック著作物を編集することができる。ただし、規定に基づき報酬を支払わなければならない。著作者の氏名又は名称・著作物の名称を明記しなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>前項の規定は、著作隣接権の制限に適用</p>

限に適用する。	する。
第二十六条 著作権を目的とする質権を設定する場合、質権を設定する者と質権を有する者は共同で、 国家著作権主管部門 に質権設定の登記手続きを行わなければならない。	第二十八条 著作権における財産権を目的とする質権を設定する場合、質権を設定する者と質権を有する者は共同で、 法により 質権設定の登記手続きを行わなければならない。
第二十八条 著作物の使用報酬支払基準は当事者が取り決めることができ、 国家著作権主管部門 が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者間の取り決めが不明確な場合は、 国家著作権主管部門 が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。	第三十条 著作物の使用報酬支払基準は当事者が取り決めることができ、 国家著作権主管部門 が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者間の取り決めが不明確な場合は、 国家著作権主管部門 が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。
第四章 出版、実演、録音録画、放送	第四章 著作隣接権
第三十五条を削除した	
第三十六条 他人の著作物を利用して実演する場合、実演家（役者、演出を行う事業者）は著作権者の許諾を得なければならない。演出を行う事業者が演出を行う場合、当該事業者は著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。	第三十八条 他人の著作物を利用して実演する場合、実演家（役者、演出を行う事業者）は著作権者の許諾を得なければならない。演出を行う事業者が演出を行う場合、当該事業者は著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。
第三十七条 実演家はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。 （一）実演家の身分を表示する権利 （二）実演イメージが歪曲されないよう保護する権利 （三）他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開送信することを許諾し、かつ報酬を受ける権利 （四）他人が録音録画することを許諾し、かつ報酬を受ける権利	第三十九条 実演家はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。 （一）実演家の身分を表示する権利 （二）実演イメージが歪曲されないよう保護する権利 （三）他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開送信することを許諾し、かつ報酬を受ける権利 （四）他人が録音録画することを許諾し、かつ報酬を受ける権利

<p>(五) 他人が、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>(六) 他人が情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信することを許諾し、かつ報酬を受ける権利許諾を得た者は、前項第三号から第六号までに定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>(五) 他人が、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与することを許諾し、かつ報酬を取得する権利</p> <p>(六) 他人が情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信することを許諾し、かつ報酬を受ける権利許諾を得た者は、前項第三号から第六号までに定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第三十八条 実演家が所属の実演事業者の実演任務遂行のために行う実演は職務実演とし、実演家は身分表示権を有し、その他の権利の帰属は、当事者間の取り決めによる。当事者間に取り決めがないとき、又は取り決めが不明確な場合は、職務実演の権利は実演事業者が享有するものとする。</p> <p>職務実演の権利は実演家が享有する場合、実演事業者はその業務範囲内で当該実演を無償で使用することができる。</p>	<p>第四十条 実演家が所属の実演事業者の実演任務遂行のために行う実演は職務実演とし、実演家は身分を表示する権利と演出のイメージが歪曲されないように保護する権利を有し、その他の権利の帰属は、当事者間の取り決めによる。当事者間に取り決めがないか又は取り決めが不明確な場合、職務実演の権利は実演事業者が享有するものとする。</p> <p>職務実演の権利は実演家が享有する場合、実演事業者はその業務範囲内で当該実演を無償で使用することができる。</p>
<p>第四十条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。</p>	<p>第四十二条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。</p>
<p>第四十三条 録音製品を無線又は有線</p>	<p>第四十五条 録音製品を有線又は無線</p>

<p>放送に使用する場合、又は音声を伝送する技術装置を介して公衆送信を行う場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない。</p>	<p>放送に使用する場合、又は音声を伝送する技術装置を介して公衆に送信する場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第四十四条を削除した</p>	
<p>第四十五条 ラジオ局、テレビ局は、その放送した番組を載せる信号について、次の各号に掲げる権利を享有する。</p> <p>(一) 他人が中継することを許諾する</p> <p>(二) 他人が録音録画、複製することを許諾する</p> <p>(三) 他人が情報ネットワークを通じて公衆送信することを許諾する</p> <p>前項に定める権利の保護期間は 50 年とし、当該信号が最初に放送された日から起算して 50 年が経過した年の 12 月 31 日までとする。</p>	<p>第四十七条 ラジオ局、テレビ局は、その許諾を受けていない次の各号に掲げる行為を禁止する権利を有する。</p> <p>(一) それが放送したラジオ、テレビ番組を有線又は無線で中継すること</p> <p>(二) それが放送したラジオ、テレビ番組を録音録画、複製すること</p> <p>(三) それが放送したラジオ、テレビ番組を情報ネットワークを通じて公衆に送信すること</p> <p>前項に定める権利の保護期間は 50 年とし、当該ラジオ、テレビ番組が最初に放送された日から起算して 50 年が経過した年の 12 月 31 日までとする。</p>
<p>第四十六条 テレビ局が他人の視聴覚著作物、録画著作物を放送する場合は、視聴覚著作物の製作者又は録画製作者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第四十八条 テレビ局が他人の視聴覚著作物、録画著作物を放送する場合は、視聴覚著作物の著作権者又は録画製作者の許諾を得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾も得なければならない。かつ報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第五章 著作権と著作隣接権の保護</p>	<p>第五章 著作権と著作隣接権の保護</p>
<p>第四十七条 著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措置を採用することができる。</p> <p>許諾を得ずに、いかなる組織又は個人も技術的措置を故意に回避し、又は破壊してはならず、技術的措置の回避又は破壊を目</p>	<p>第四十九条 著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措置を採用することができる。</p> <p>権利者の許諾を得ずに、いかなる組織又は個人も技術的措置を故意に回避し、又は破壊してはならず、技術的措置の回避又は</p>

<p>的とする、関連の装置又は部品の製造、輸入、公衆に対する提供を行ってはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために故意に技術サービスを提供してはならない。ただし、法律、行政法規に回避を可能とする規定がある場合は、この限りではない。</p>	<p>破壊を目的とする、関連の装置又は部品の製造、輸入、公衆に対する提供を行ってはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために故意に技術サービスを提供してはならない。ただし、法律、行政法規に回避を可能とする規定がある場合は、この限りではない。</p>
<p>第四十八条 次の各号に掲げる状況においては、技術的措置を回避することができる。ただし、他人に対し技術的措置を回避する技術、装置、又は部品を提供してはならず、著作権者が法により享受するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>(一) 学校の教室における授業又は科学研究のために、少数の教育を担当する者、科学研究者に向けて、公表された著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を提供する場合で、当該著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を正常なルートを通して取得できない場合</p> <p>(二) 営利目的ではなく、読字障害者が知覚可能な独特の方法で、当該障害者に対して公表された著作物を提供する場合で、当該著作物が正常なルートを通じて取得できない場合</p> <p>(三) 国家機関が行政・司法手続きに基づいて公務を執行する場合</p> <p>(四) コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能に対して測定を行う場合</p> <p>(五) 暗号化又はコンピュータソフトウェア</p>	<p>第五十条 次の各号に掲げる状況においては、技術的措置を回避することができる。ただし、他人に対し技術的措置を回避する技術、装置、又は部品を提供してはならず、著作権者が法により享受するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>(一) 学校の教室における授業又は科学研究のために、少量の教育を担当する者、科学研究者に向けて、公表された著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組を提供する場合で、当該著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組を正常なルートを通じて取得できない場合</p> <p>(二) 営利目的ではなく、読字障害者が知覚可能な方法で、当該障害者に対して公表された著作物を提供する場合で、当該著作物が正常なルートを通じて取得できない場合</p> <p>(三) 国家機関が行政・司法手続きに基づいて公務を執行する場合</p> <p>(四) コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能に対して測定を行う場合</p> <p>(五) 暗号化又はコンピュータソフトウェアのリバース・エンジニアリングに関する</p>

<p>エアのリバース・エンジニアリングに関する研究を行う場合</p>	<p>る研究を行う場合</p>
<p>第四十九条 権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。</p> <p>(一) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報を故意に削除又は変更する。ただし、技術的理由により削除又は変更を回避できない場合は、この限りではない。</p> <p>(二) 著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供する。</p>	<p>第五十一条 権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。</p> <p>(一) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報を故意に削除又は変更する。ただし、技術的理由により削除又は変更を回避できない場合は、この限りではない。</p> <p>(二) 著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供する。</p>
<p>第五十条 著作権又は著作隣接権を乱用し、伝達秩序を乱す場合は、著作権主管部門が是正を命じ、警告処分を与え、不法所得を没収し、不法経営額が5万円以上の場合、不法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。不法経営額がない場合、不法経営額の算出が困難である場合、又は不法経営額が5万円未満の場合、25万円以下の罰金を併科することができる。</p>	<p>削除した</p>
<p>第五十一条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合</p> <p>(二) 共同著作者の許諾を得ずに他人と</p>	<p>第五十二条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合</p> <p>(二) 共同著作者の許諾を得ずに他人と</p>

<p>共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合</p> <p>(三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合</p> <p>(四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合</p> <p>(五) 他人の著作物を盗用した場合</p> <p>(六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、視聴覚著作物の撮影製作により著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等により著作物を使用した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わねばならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合</p> <p>(八) 視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、又は著作隣接権者の許諾を得ずに、その著作物若しくは録音録画製品の原本、又は複製品を貸与した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書、定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合</p> <p>(十) 実演家の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開伝達した場合、又はその実演を収録した場合</p> <p>(十一) その他著作権及び著作隣接權益の侵害行為</p>	<p>共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合</p> <p>(三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合</p> <p>(四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合</p> <p>(五) 他人の著作物を盗用した場合</p> <p>(六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、視聴覚著作物の撮影製作により著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等により著作物を使用した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わねばならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合</p> <p>(八) 視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、又は著作隣接権者の許諾を得ずに、その著作物若しくは録音録画製品の原本、又は複製品を貸与した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書、定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合</p> <p>(十) 実演家の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開伝達した場合、又はその実演を収録した場合</p> <p>(十一) その他著作権及び著作隣接権の侵害行為</p>
<p>第五十二条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、本法第五十一条に規定する民事責任に加えて、著作権主管部門がその権利侵害行為の停止を命じ、警告</p>	<p>第五十三条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、本法第五十二条に規定する民事責任に加えて、著作権を主管する部門がその権利侵害行為の停止を命</p>

<p>処分を与え、不法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収し、不法経営額が 5 万元以上の場合、不法経営額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科することができる。不法経営額違法がない場合、不法経営額の算出が困難である場合、又は不法経営額が 5 万元未満の場合、25 万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追究する。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。</p> <p>(三) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行し、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(五) 許諾を得ずにラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号を放送、複製、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾</p>	<p>じ、警告処分を与え、不法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品及び主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収、無害化破棄処理し、不法経営額が 5 万元以上の場合、不法経営額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科することができる。不法経営額違法がない場合、不法経営額の算出が困難である場合、又は不法経営額が 5 万元未満の場合、25 万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追究する。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。</p> <p>(三) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行、貸与し、又は情報ネットワークを通じて公衆送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(五) 許諾を得ずにラジオ、テレビ番組を放送、複製、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾</p>
--	---

<p>を得ずに、技術的措置を故意に回避し、又は破壊した場合、主に技術的措置の回避若しくは破壊に用いる装置若しくは部品を故意に製造、輸入、若しくは他人に供給した場合、又は技術的措置を回避若しくは破壊するための技術サービスを故意に他人に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号上の権利管理情報を故意に削除又は変更した場合、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。</p>	<p>を得ずに、技術的措置を故意に回避し、又は破壊した場合、主に技術的措置の回避若しくは破壊に用いる装置若しくは部品を故意に製造、輸入、若しくは他人に供給した場合、又は技術的措置を回避若しくは破壊するための技術サービスを故意に他人に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報を故意に削除又は変更した場合、著作物、レイアウトデザイン、実演、音録音録画製品、又はラジオ局、テレビ局が放送した番組を載せる信号における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。</p>
<p>第五十三条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の不法所得に応じて損害賠償を行うことができる。権利者の実質的損失や権利侵害者の不法所得の算出が困難であるときは、当該権利許諾使用料の倍数に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法によ</p>	<p>第五十四条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者がこれにより受けた実質的損失又は権利侵害者の不法所得に基づいて損害賠償しなければならない。権利者の実質的損失や権利侵害者の不法所得の算出が困難であるときは、当該権利の使用料に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を行うことがで</p>

<p>り確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を行うことができる。</p> <p>権利者の実質的損失、権利侵害者の不法所得、権利許諾使用料の算出が困難であるときは、人民法院が侵害行為の情状により 500 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。</p> <p>賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるべきである。</p> <p>人民法院は賠償額を認定するにあたり、権利者が立証に尽力したものの、権利侵害に関わる帳簿、資料を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害の行為に関わる帳簿、資料の提出を命ずることができる。権利侵害者が提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合、人民法院は権利者が主張し、提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる。</p>	<p>きる。</p> <p>権利者の実質的損失、権利侵害者の不法所得、権利の使用料の算出が困難であるときは、人民法院が侵害行為の情状により 500 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。</p> <p>賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるべきである。</p> <p>人民法院は賠償額を認定するにあたり、権利者が必要な立証責任を果たしたものの、権利侵害に関わる帳簿、資料等を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害の行為に関わる帳簿、資料等の提出を命ずることができる。権利侵害者が提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料等を提出した場合、人民法院は権利者が主張し、提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる。</p>
<p>第五十四条 著作権主管部門は、著作権及び著作隣接権の侵害疑義行為を調査・処分するとき、関係当事者に聞き取り調査し、違法疑義行為に関わる状況を取り調べること、当事者が違法疑義行為を行った場所又は物品について立入検査を実施すること、違法疑義行為に関わる契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製すること、違法疑義行為を行った場所と物品を差押え又は押収すること、を行うことができる。</p> <p>著作権主管部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者は助力・協力をしなければならず、これを拒み、又</p>	<p>第五十五条 著作権を主管する部門は、著作権及び著作隣接権の侵害疑義行為を調査・処分するとき、関係当事者に聞き取り調査し、違法疑義行為に関わる状況を取り調べること、当事者が違法疑義行為を行った場所又は物品について立入検査を実施すること、違法疑義行為に関わる契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製すること、違法疑義行為を行った場所と物品を差押え又は押収すること、を行うことができる。</p> <p>著作権を主管する部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者は助力・協力をしなければならず、これを拒</p>

は妨害してはならない。	み、又は妨害してはならない。
第五十条を削除した	第五十六条 著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利の侵害行為、その権利実現の妨害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に補填しがたい損害を被らせるおそれがある場合は、訴えを提起する前に法により、人民法院に財産保全、特定行為実施命令、特定行為禁止命令等の措置をとるよう請求することができる。
第五十一条を削除した	第五十七条 侵害行為を制止するために、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は、訴えを提起する前に、法により、人民法院に証拠保全を請求することができる。
第五十六条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授けられたものであることを証明できない、複製品の発行者又は視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合は、法的責任を負わなければならない。	第五十九条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授けられたものであることを証明できない、複製品の発行者又は視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合は、法的責任を負わなければならない。
第五十四条を削除した	
第五十六条を削除した	
第五十八条 当事者が契約義務を履行しない、又は契約義務の履行が取り決め条件に適合しないことにより、民事責任を負う場合、及び当事者が訴訟権利を行使し、保全を申し立てる場合は、関連法律の規定を適用する。	第六十一条 当事者が契約義務を履行しない、又は契約義務の履行が取り決め条件に適合しないことにより、民事責任を負う場合、及び当事者が訴訟権利を行使し、保全を申し立てる場合は、関連法律の規定を適用する。

<p>第六十二条 撮影著作物の公表権は、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間が 年 月 日前にすでに満了しているものの、本法第二十一条第一項の規定により、保護期間内にある場合、保護を受けない。</p>	<p>第六十五条 撮影著作物の公表権は、本法第十条第一項第五号から第十七号までに定める権利の保護期間が 年 月 日前にすでに満了しているものの、本法第二十三条第一項の規定により、保護期間内にある場合、保護を受けない。</p>
<p>第六十三条 本法に定める著作権者、出版者、実演家、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法に定める保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。</p> <p>本法施行前に発生した権利侵害又は契約違反行為は、権利侵害時又は違反行為の発生時の関連規定及び政策によって処理される。</p>	<p>第六十六条 本法に定める著作権者、出版者、実演家、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法に定める保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。</p> <p>本法施行前に発生した権利侵害又は契約違反行為は、権利侵害時又は違反行為の発生時の関連規定によって処理される。</p>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。